

令和3年 第2回 尾三衛生組合議会定例会 会議録

招集年月日	令和3年10月6日(水)	
招集場所	尾三衛生組合議会議室1	
開会	令和3年10月6日(水) 午後1時30分	
閉会	令和3年10月6日(水) 午後3時05分	
出席議員	1番 永野雅則 3番 川嶋恵美 5番 渡邊郁夫 7番 真子伸生 9番 加藤達雄 11番 比嘉浩二	
		2番 大川博 4番 舟橋よしえ 6番 阿部憲明 8番 塚本直樹 10番 加藤啓二 12番 門原武志
欠席議員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	管理者 井俣憲治 副管理者 近藤裕貴 副管理者 小野田賢治 代表監査委員 小嶋正道 事務局長 磯村達己 次長兼会計管理者 久野光孝 次長兼業務課長 石川誠司 総務調整監兼総務課長 加藤繁男 施設調整監兼施設課長 村瀬高光 新炉建設室長兼業務課主幹 水野寿人	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務部局書記長 久野光孝 議会事務部局書記 岸利克 議会事務部局書記 増田啓介	
東郷町・日進市・みよし市で出席した者の職・氏名	東郷町環境課長 都築英 日進市環境課長 近藤伸治 みよし市環境課長 成田明弘	
会議録署名議員	3番 川嶋恵美 4番 舟橋よしえ	

令和 3 年第 2 回尾三衛生組合議会定例会議事日程

令和 3 年 10 月 6 日 (水)

午後 1 時 30 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

(1) 議長諸報告

(2) 議会運営委員会委員長報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第 5 号 令和 2 年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について

令和3年 第2回 尾三衛生組合議会 定例会
議事の経過

(開会 午後1時30分)

岸書記

ご起立をお願いいたします。
一同、礼。
ご着席ください。

加藤議長

令和3年第2回尾三衛生組合議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともご多忙なところご参集賜りまして、ありがとうございます。

本定例会に提案されておりますのは、議案第5号と報告第1号の案件、2件でございます。

議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別なご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

管理者招集挨拶、井俣管理者。

井俣管理者

令和3年第2回尾三衛生組合議会定例会の開会に当たりまして、私からも一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご参集賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日定例会に私どもから上程させていただきます議案につきましては、「令和2年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」の1議案でございます。

慎重審議を賜り、適切なるご議決を頂きますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

加藤議長

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第2回尾三衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第61条の規定に基づき、3番川嶋恵美議員、

4番舟橋よしえ議員を指名します。
日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は本日1日としたいが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

加藤議長 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定しました。
日程第3、諸般の報告を議題とします。
監査委員より、例月出納検査につきまして、令和3年3月から8月分の一般会計、基金等の関係諸帳簿は、出納取扱金融機関提出の預金現在高証書と符合しており、正確であると報告がありました。
次に、議会運営委員長より議会運営委員会の報告をしていただきます。
大川議会運営委員長。

大川委員長 議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会についてご報告申し上げます。
報告は、10月4日午後1時30分より開催した、本会議における議会運営の協議結果につきましてご報告を申し上げます。
一般質問につきまして、2名の議員より通告がありましたので、その取扱いにつきまして確認をしました。質問時間は、同一議員につき15分以内とすることとし、関連質問は認めないものとしました。
付議された議案につきましては、「令和2年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」の1議案でございます。
提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととしました。
議案質疑につきましては、2名の議員より通告がありました。議案質疑の取扱いにつきましては、同一議員につき、同一の議題について質疑回数は2回、質疑時間は1議案につき15分以内、以上の確認をいたしました。
以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長 ありがとうございました。
以上で、諸般の報告を終わります。
日程第4、一般質問を行います。
質問時間は、議会申合せ事項により、1議案につきまして15分以内といたします。
通告により発言を許します。

	4番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	<p>4番舟橋よしえ。これより一般質問させていただきます。今回は3つの項目についてお聞きします。</p> <p>最初の項目は、第3期ごみ処理基本計画策定についてです。</p> <p>今年度は、現在の第2期ごみ処理基本計画の見直しの年であると認識しております。見直しの進捗状況はどのようにでしょうか。</p>
加藤議長	磯村事務局長。
磯村事務局長	<p>事務局長、磯村。</p> <p>現在の第2期ごみ処理基本計画は、平成24年度から令和8年度までの15年間の計画で策定いたしました。策定から5年経過した平成28年度に見直しを行ったものが、現在のごみ処理基本計画となっております。</p> <p>本来ですと、最初の見直しから5年経過した今年度に見直しを行うものでございますが、組合のごみ処理基本計画は、組合市町が策定したごみ処理基本計画と関連性の強いものであることから、そのデータを活用し、各種施策や推計値等での整合性が図れるよう、組合市町3市町が基本計画を策定した後の令和4年度に新計画の策定を予定しております。</p>
加藤議長	4番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	<p>今、新計画の策定と言われましたが、現計画の見直しということではなく、改めて計画をつくるということでしょうか。ということは、計画期間は令和8年度までではないということなのか、お答えください。</p>
加藤議長	答弁、磯村事務局長。
磯村事務局長	<p>環境省のごみ処理基本計画策定指針では、目標年次を概ね10年から15年先に置いて、概ね5年ごとに改定するとされておりますので、来年度に策定する基本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間を予定しております。今後は、10年の計画期間で5年ごとに改定していきます。</p>
加藤議長	4番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	<p>現在の焼却施設建設に当たっては工期が3年4か月かかっていることを考えますと、新しい焼却施設が、一番早くも令和12年度当初から稼働するものと考えますが、この12年度当初から稼働するためには令和8年度後半には建</p>

設工事に入らなければならないのではないかと考えます。このことも踏まえ、第3期ごみ処理基本計画は新炉建設計画とどのように関係してくるのか、お答えください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

現在の施設は、国の交付金の交付条件に基づき令和11年度まで使用する必要がありますが、それ以降の計画につきましては、今年度実施しております施設整備検討業務での躯体調査等の結果を参考にし、来年度組合市町に検討していただく予定でございます。

また、組合市町からは、事前に、施設更新には多額の費用がかかりますので、令和12年度以降も修繕等の対応をすることで引き続き使用が可能であれば、継続して使用してほしいと意向を伺っておりますので、その点も考慮されるものと考えております。

仮に、令和12年度以降で早期に施設更新が行われるものであれば、次の計画にはその旨を記載する必要があると考えております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

監査委員の意見書に「組合としてもあらゆる可能性について研究を深め、今後の施設整備に係る中長期計画を検討いただきたい」とありました。これについてはどのように対応していくお考えでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたが、令和12年度以降の施設整備計画につきましては、早期の更新、修繕による延命、大規模な再延命化工事等、複数の計画案を検討することになります。

それらに加え、カーボンニュートラルへの対応、施設の民間委託等、総合的な見地からの検討も必要と考えております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

監査委員からの意見に中長期計画という言葉が出てきたのは、次の次の新施設計画では、広域化により集約した施設とする可能性も含め十分に検討する必要があるということだと理解をしております。その前段階の相互支援の検討は今年度からと聞いておりますので、このことも含め、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

では、次期のごみ処理基本計画策定に際しての市民参画はどのようにお考えでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

ごみ処理におきましては、住民の皆様や事業者は排出者であることから、その処理施設での取組を知っていただくことは、廃棄物の適正処理や削減に必要なことであると捉えております。

また、組合としましても、利用者や住民の皆様のご意見を今後の施設の運営やあり方に生かしていきたいと考えております。次回の計画策定の際にはパブリックコメントを実施したいと考えています。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

パブリックコメントはされるということですけれども、計画策定そのものに対する市民参画のお考えが今示されませんでした。

平成30年第2回定例会で、白井議員の質問に対して、新施設稼働に向け委員会を設立し、施設の規模、処理方式、運営方法、PFIなどについて調査・研究を総合的に行っていく。委員会には市民の方々に加わっていただくことは重要であると考えていると答弁されました。

新施設計画については委員会に市民も入るけれども、ごみ処理基本策定ではそうはされないということでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

新施設の規模、処理方式、運営方法等の具体的な内容につきましては、施設更新の方針が定まった後に、詳細な調査・検討等に入ります。その際には、以前にもお答えさせていただきましたが、委員会を設置しまして、専門的な知識を有する方々や地元住民の皆様のご意見をお伺いしながら検討していくと考えております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

私は、ごみ処理基本計画策定に際してこそ市民が策定メンバーに入るべきであると思います。市民の中にも、いわゆる専門家市民もいます。この点については再検討を求めます。

では、次に、焼却灰の資源化の考え方についてお聞きします。

埋立てに比べて費用のかかる資源化の割合を、財政面も考慮して、今後どの

ようにしていくお考えでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

資源化の考え方としましては、國の方針に基づき、最終処分量は、平成24年度に対し令和2年度には約14%削減することが目標となっております。組合では、この方針をもとに、ごみ処理基本計画において、國の数値目標14%を大幅に上回る、平成24年度に対し令和8年度に約30%の最終処分量の削減を目標としております。

平成28年度に見直したごみ処理基本計画では、焼却灰の資源化目標を、令和3年度に900トン、令和8年度に1,000トンに定めております。

財政面につきましては、議員のおっしゃるとおり、埋立て処分に比べますと資源化は割高となりますので、計画策定時にはその点を考慮しながら組合市町と協議していきたいと考えております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

では、現状の確認をさせてください。

まず、焼却残渣の量、そのうちの資源化割合、特にトン数とパーセントを含め、平成28年度以降昨年度までの5年間の推移をそれぞれ、どのようにお答えください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

それでは、平成28年度から昨年までの5年間の推移を読み上げさせていただきます。

平成28年度は、焼却残渣量6,823トンのうち、13.0%に当たる889トンを資源化し、平成29年度は、焼却残渣量6,795トンのうち、13.2%に当たる895トンを資源化しております。また、平成30年度は、焼却残渣量6,084トンのうち、14.7%に当たる893トンを資源化し、令和元年度は、焼却残渣量6,338トンのうち、14.0%に当たる888トンを資源化しております。最後になりますが、令和2年度は、焼却残渣量6,283トンのうち、42.1%に当たる2,647トンを再資源化しております。

先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたが、資源化目標を、令和3年度に900トン、令和8年度に1,000トンとしておりますので、目標は既に達成しております。

加藤議長	4番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	<p>おっしゃるとおり目標は達成をしておりますが、達成というよりも、著しく昨年度から資源化の量が増加をしております。</p> <p>1トン当たりの処理費用は、決算資料から計算をいたしますと、資源化が埋立ての1.8倍かかっています。資源化と埋立ての割合について、金額的なことも含め、どのようにしてこう決められたのでしょうか。</p>
加藤議長	答弁、磯村事務局長。
磯村事務局長	<p>焼却残渣には、ガスの中から採取される飛灰と焼却処理後に発生します焼却灰の2種類がございます。飛灰は資源化することが困難で全量埋立て処分としており、焼却残渣の多くを占める焼却灰につきましては、埋立て処分か資源化かの選択となります。</p> <p>公益財団法人であります愛知臨海環境整備センターに埋立て処分を委託すれば、資源化することよりも経費はかかりませんが、愛知臨海環境整備センターは搬入基準が厳しいため、焼却灰はできる限り資源化しております。</p> <p>焼却灰の資源化の方法と処理量等については、組合市町と実施計画を協議する際に内容を提示し、最終的な予算案で決定しております。</p>
加藤議長	4番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	<p>では、今年度についてはどのような見込みでしょうか。</p> <p>第2期計画のごみ処理の目標には、先ほどお答えにあったとおり、焼却灰の資源化を今年度は900トンに増やすよう取り組むとありますが、既に目標値を大きく超える量を資源化しています。そもそもこれはいかなる理由からでしょうか。また、現状から考えますと、この目標値そのものも見直す必要があると考えますが、お考えをお聞かせください。</p>
加藤議長	答弁、磯村事務局長。
磯村事務局長	<p>令和3年度の見込みは、資源化2,728トン、埋立て処分は、粗大ごみ施設から発生する不燃残渣を含め4,427トンを予定しております。</p> <p>ごみ処理基本計画の数値を大きく超える資源化となっているのは、令和元年に公益財団法人であります豊田加茂環境整備公社より搬入量の調整についての依頼があり、内容は、令和2年度より焼却残渣1,541トンまでという搬入量を制限するものでございました。豊田加茂環境整備公社は埋立て処分費が低額であり、毎年4,000トンを超える焼却残渣を処理していましたので、</p>

搬入制限に伴い搬出できなくなった焼却残渣を、愛知臨海環境整備センターと三重中央開発株式会社の2つの施設に分けて処理を委託しました。愛知臨海環境整備センターは埋立て処分、三重中央開発株式会社は路盤材として資源化を行っております。

なお、次回の計画づくりの折には、市町と協議を重ね、資源化量を減らし埋立て処分をするのかなど、市町の財政状況を考慮し検討していきます。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

資源化はもちろん、地球環境の面からもプラスとは思いますし、最終処分場の延命ということは大きなことだとは思いますけれども、しかし、財政的なことも十分に検討は必要と私は思っております。

最終処分先を確保することは極めて重要なことですが、現在の委託先はどれぐらい先まで現在の量を受け入れてもらえるというような見通しは立っているのでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

今年度の施設確認の協議で、愛知臨海環境整備センターにおける当初の埋立ての期間は令和5年4月までとなっておりますが、10年間ぐらいは延長されると聞いております。

豊田加茂環境整備公社においては、令和16年度までは、毎年1,541トンの受入れは可能と聞いております。

また、三重中央開発株式会社は、現在の処分場はあと3年で埋立て完了予定とお聞きしておりますが、今年度中に新しい処分場が完成予定であり、しばらくは搬入可能と考えております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

最終処分量と各市町から出るごみの搬入量は、当然密接な関係があると思います。焼却残渣の一部を資源化するとしても、最終処分量の削減には構成市町のごみ削減がどれだけなされるかにかかってくることは誰もが理解するところです。

そう考えたときに、組合の最終処分量と構成市町からのごみ排出量をどのように関連づけられるのか、お考えをお聞かせください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

議員がおっしゃられるように、最終処分量を削減するためには、根本的に組合市町から排出されるごみの量を削減するしか方法はございません。

そのために、計画づくりの段階で、組合が最終処分量の目標数値を設定し、そこから逆算し組合市町の排出量の目標数値を導き出し、その数値目標に基づき、組合市町に様々な削減施策や排出目標を考えていただくという考え方もありますかと思いますが、組合市町が新たな分別収集の仕組みを考えれば、その分、組合市町側で事業費の増大につながるケースも考えられます。

組合としましては、常に組合市町との情報連携に努め、組合市町はごみの排出量と最終処分量が関連していることは御理解いただけだと考えております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

構成市町のごみの排出量は、当然、3市町で今策定をしていますそれぞれの市町のごみ処理基本計画にどう書かれるか、ここが一番大きな問題となってくるわけですが、日進市では、一般廃棄物処理基本計画策定委員会に尾三衛生組合の職員が委員として入っており、最終処分量のこと必要なときには発言をする中で策定が行われていると私は認識をしております。

東郷町、みよし市についてはどのような体制で計画策定が行われているのでしょうか。尾三衛生組合職員は何らかの関わりを持っているのか、お答えください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

組合市町に確認したところ、東郷町は、素案を策定した後パブリックコメントを実施し、みよし市は、素案を環境審議会でご審議いただいた後にパブリックコメントを実施することで、住民の皆様や事業者のご意見を取り入れる手法で計画づくりを進めているとお聞きしております。

なお、東郷町とみよし市につきましては、組合職員が直接計画づくりに参加しておりませんが、担当者会議での情報提供や、必要に応じて意見やデータの提供をしております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

今お答えのありました担当者会議は毎月開かれているとお聞きをしておりますが、各市町のごみ処理基本計画見直し案の目標値について、情報交換は特に密に行っていただくよう求めておきます。

では、2項目めの質問に移ります。2項目めは、ごみ質分析調査についてです。

年4回実施されているごみ質分析調査の具体的な調査方法がどのようなものか、お答えお願いします。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

本組合では、国からの通達に基づき、2種類の分析調査を行っております。

1つ目は、計画収集による可燃ごみ、飲食店などから発生します事業系ごみ、草木、不燃・粗大ごみ施設から選別後に発生します可燃ごみなどを混合した可燃ごみピットのごみ。2つ目は、計画収集ごみを市町ごとに可燃ごみの分析調査を実施しております。調査方法につきましては、どちらも同じ調査方法で実施していますが、調査項目は異なります。

具体的な調査方法につきましては、ごみを約200キログラムを取った後、ごみを山積みにして4つに分け、そのうち2つの山を残して混合させる方法を繰り返し、約10キログラムにしたサンプルを調査するものです。

可燃ごみピットの分析調査は、サンプルにしたものから、紙・布類をはじめ7項目のごみ組成の分析調査、単位容積重量の調査、成分分析調査を行います。成分分析調査では、水分、灰分、可燃分、低位発熱量について調査を行っております。

一方、計画収集ごみの調査項目は、容器包装関係類として、スチール缶、アルミ缶をはじめ14項目、その他資源類として新聞をはじめ3項目、その他としてちゅう芥類をはじめ6項目、合わせて23項目について分析調査を行っております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

ごみ質分析調査を行う目的はそもそも何なのか、改めてお聞かせください。

また、計画収集ごみ、すなわちパッカー車から取り出して燃えるごみの組成分析調査も行っておられるということですが、これをしておられる理由についてお願いします。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

可燃ごみピットのごみは分析調査結果により、季節によるごみ質の変化を把握し、分析結果のデータを蓄積することを目的としております。

また、計画収集ごみは、家庭ごみから発生しますごみの組成について分析調査することを目的としております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

- 舟橋議員 分析調査することは手段で、私は目的じゃないと思うんですけれど、あくまで目的と言われるなら、それはそれとしましょう。
- 最初のご答弁で、国からの通達という言葉がありましたが、ごみの分析調査は、法令で定められた、しなければならないことなのでしょうか。
- 加藤議長 答弁、磯村事務局長。
- 磯村事務局長 ごみの分析調査は、法令では特に定められておりませんが、昭和52年11月4日付環整95号の厚生省環境衛生局水道環境部の通知により、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」の中に記載されていますので、必要な調査でございます。
- 加藤議長 4番舟橋よしえ議員。
- 舟橋議員 確かにどこの衛生組合でも必ずごみ質調査はしていますので、今お答えのあったようなことからだとは思いますが、ただ、昨年度についてはコロナの影響で取りやめたところもあるとお聞きをしておりますので、尾三衛生については、それはきちんとやっていただいたことには大変良いことだと思っております。
- では、この調査ですね、調査をそもそもどのように生かしておられるのか。そこがとても大事だと思うのですが、この点についてお答えください。
- 加藤議長 答弁、磯村事務局長。
- 磯村事務局長 可燃ごみピットのごみの調査結果につきましては、焼却の運転管理や国に提出する、エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガスの排出量算定の基礎データとして活用しております。
- 一方、計画収集ごみの調査結果につきましては、生ごみ、紙類、プラスチック類、木・竹・わらなどのその他に分類した割合を算出し、本組合の広報紙であります美化だよりに掲載し、ごみの減量、資源化の推進の啓発に活用しております。
- 加藤議長 4番舟橋よしえ議員。
- 舟橋議員 答弁のありましたように、今年6月の第37号美化だよりに、令和2年度の燃えるごみの組成分析結果が載っておりました。この41%が生ごみであると、そのように出ていました。また、決算資料の成分分析では、これは可燃ご

みピットのごみ分析として、48%が水分という結果報告が出ております。水分の多くが生ごみ由来であることを考えますと、生ごみの減量、水切りの徹底を市町の各家庭で取り組んでいただくことが最重要課題と考えますが、組合として構成3市町にどのように働きかけておられるのでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

管内清掃担当者会議を毎月開催しております、分析結果の情報を共有し、生ごみの減量、ごみの資源化について協議しております。

生ごみの減量、水切りの徹底につきましては、組合の広報紙であります美化だよりにて、生ごみの水切りのほか、組合市町が行っています生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器の補助制度の案内を住民の皆様に対し行っているところでございます。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

この燃えるごみの組成分析は、各市町に数値が出ているとお聞きをしました。市町によって違いがあるのか確認したいと思いますので、お聞かせください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

令和2年度の市町別の燃えるごみの組成分析調査結果は、生ごみは、日進市33.2%、みよし市45.2%、東郷町44.6%となっております。

次に、リサイクル可能な紙類は、日進市13.5%、みよし市10.7%、東郷町6.7%となっております。

プラスチック類につきましては、日進市6.0%、みよし市10.0%、東郷町11.6%となっております。

また、木、竹、わら類などその他につきましては、日進市47.3%、みよし市34.1%、東郷町37.1%となっております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

3市町で大きな違いがあつて、大変驚きました。

美化だよりには、私はこの3市町のこの割合こそ載せるべきだと思います。要するに、一番低いところはやっているわけだから、そこを目指してそれぞれやらなきやという、インセンティブをもっと促すべきではないかなというふうに思います。

では、食品ロス、いわゆる手つかず食品の削減も取り組むべき課題の一つであると思いますが、組成分析ではその割合についても調べておられるのでしょうか。調べておられるなら、各市町の値をお聞かせください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

本組合が調査します計画収集ごみの組成分析調査項目には入っておりません。

組合市町に確認したところ、日進市は独自で可燃ごみに含まれる手つかず食品について調査を行っておりますが、その他の市町につきましては調査を行っていないとのことでございました。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

ごみの組成については、日進市は日進市で独自にやっている。尾三は尾三で可燃ごみピットの分析もし、それからパッカー車の分析もしということなので、その幾つもやっている部分を、財政的なことも含め、統一できるものなら私はしていただきたいなど切に願います。

では、3項目めの質問に移ります。

前年度決算を審査する定例会において、実質収支額、いわゆる決算剰余金を受け入れる補正予算議案が提出されないことに、私はとても不思議に思いました。なぜそうなんですか。

自治体議会では必ず、決算審査をする折に、その補正予算が対になって出てくる。それは特別会計も一緒です。なぜ尾三衛生組合議会ではこの決算のみで、補正予算は次の臨時議会もしくは定例会なのか。その理由についてお願ひします。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

実質収支額につきましては、決算額の確定に伴い、不用額の減額補正と合わせて、次回の議会にて提出を予定しております。

今回、ほかの補正案件がなかったことから、次回の議会にて、実質収支額の積立てを含めた補正予算案の提出を予定しております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

それはですね、お金の運用という面から、それで本当にいいでしょうかといふのは本当に思います。

尾三衛生組合は、前年度繰越金を全て財政調整基金に積み立てることとしているようですので、であるならば、繰越金を補正に上げるというその1件だけであっても、私は補正予算は計上すべきだと思います。そのほうが基金の運用が早くできると考えるからです。

尾三衛生組合予算決算会計規則第69条によれば、積立金を支出負担行為として整理するのは積立て決定のときとあります。前年度繰越金を財政調整基金に積み立てることを決定するのは、まさにそのように計上された補正予算を可決されたときと私は認識をしております。見解をお聞かせください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

議員のおっしゃられるとおり、決算議会と同じ時期に補正を行うことで基金の運用ができると考えています。会計規則についてもですね、おっしゃるとおりと考えております。

今後は、ご指摘を踏まえ、来年度以降検討させていただく予定でございます。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

ありがとうございます。来年度からは善処していただけるということで、よろしくお願ひいたします。

私の質問は以上で終わります。

加藤議長

これにて、4番舟橋よしえ議員の一般質問を終わります。

次に、12番門原武志議員。

門原議員

では、一般質問を行います。

8月17日に総務課から議員に向けメールで送られた「尾三衛生組合の委託業者従業員の新型コロナウイルス感染について（2例目）」によりますと、尾三衛生組合施設管理運転業務の委託業者従業員が、8月13日新型コロナウイルスに感染したことが判明した後、委託業者全員がPCR簡易検査を受け、陽性反応があり、16日に医療機関でPCR検査を受けたところ陽性だったと判明したことでした。

そのことについて質問します。

まず、この文書によると、委託業者（1名）が新型コロナウイルスに感染したことが発覚したため、委託業者全員（32名）のPCR簡易検査を実施したということです。一方、8月13日の文書「尾三衛生組合の委託業者従業員の新型コロナウイルス感染について」によると、保健所の判断として濃厚接触はないとのことでした。

PCR簡易検査が必要だとしたのは誰の判断によるものですか。また、その理由も併せて答弁ください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

事務局長、磯村。

委託業者全員のPCR簡易検査が必要という判断は、委託業者の判断によるものです。

理由といたしましては、委託業者より、組合施設の管理運転委託業務は公共施設での業務であり、感染の拡大のおそれがある状況であったため、社員全員が検査を受ける判断をしたと聞いております。

加藤議長

12番門原武志議員。

門原議員

業者の判断に対する組合の評価をお聞かせください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

ごみ処理業務は休むことができない、市民生活を維持する必要不可欠な社会インフラであることから、適切な判断であったと考えております。

加藤議長

12番門原武志議員。

門原議員

組合職員はPCR簡易検査を受けたのでしょうか。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

組合職員は、2名が自主的にPCR簡易検査を受けております。

加藤議長

12番門原武志議員。

門原議員

自主的に検査を受けた職員の判断に対する組合の評価をお聞かせください。

加藤議長

答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長

保健所の判断では濃厚接触者には該当しませんでしたが、感染者との接触の機会があったため、個人やその家族への不安を取り除くためであることはもちろん、職場への影響に配慮した適切な判断であったと考えております。

- 加藤議長 12番門原武志議員。
- 門原議員 次にまいります。
組合職員への対応についてでございますが、職員が濃厚接触者だと判断された場合は在宅勤務させるのか、または休暇を取得させるのか、伺います。
- 加藤議長 答弁、磯村事務局長。
- 磯村事務局長 国からの通知に基づき、組合としましては、保健所から濃厚接触者として判断された場合には、有給休暇である特別休暇による取扱いとし、出勤させないこととしております。
- 加藤議長 12番門原武志議員。
- 門原議員 確認です。
年次有給休暇が消化されるのでしょうか。
- 加藤議長 答弁、磯村事務局長。
- 磯村事務局長 特別休暇になりますので、年次有給休暇は消化されません。
- 加藤議長 12番門原武志議員。
- 門原議員 濃厚接触者だと判断された場合は、安心して休めるようになっていることが確認できました。
では、濃厚接触者ではない人はどうかということでございますけれども、先ほどどの委託業者より、公共施設での仕事であり休めない仕事であるということで、感染の拡大のおそれがある状況であったため、全員が検査を受けることにしましたと聞いているとの答弁がありました。
- 濃厚接触者がいない場合でも、予防的に感染拡大を防ぐ手立てとして自主的にPCR検査を受けることについて、組合も適切な判断だと考えていることは、先ほど答弁されたとおりです。
- そこで伺いますが、濃厚接触者でない場合でも、委託業者が実施したように、組合として職員にPCR検査を受けされる考えはありますか。
- 加藤議長 答弁、磯村事務局長。

磯村事務局長	自主的に検査を受けた者もおりますが、組合としましては、P C R 検査を受けさせることはございません。
加藤議長	1 2 番門原武志議員。
門原議員	なぜ検査が不要だとお考えなんでしょうか。
加藤議長	答弁、磯村事務局長。
磯村事務局長	保健所から濃厚接触者ではないと判断された時点で、組合として P C R 検査を強制する根拠がないため、自主的な判断で検査を受診することとしております。
加藤議長	1 2 番門原武志議員。
門原議員	今ね、強制するという大変強い言葉が出てきました。 自主性に委ねることは大切ですけれども、先ほど答弁にもあった、職員が自主的に検査を受けたことに対し職場への影響に配慮した適切な判断と評価するなら、職場への責任を持つ管理者としては、自主的に協力を求める事でもいいので、職場として検査を実施することも考えていくことも必要ではありますか。
加藤議長	答弁、磯村事務局長。
磯村事務局長	今後ですね、研究していくますので、よろしくお願いします。
門原議員	休憩動議を出します。ムカデがいるようですので。
加藤議長	ただいまより暫時休憩といたします。
加藤議長	[休憩] よろしいですか。 じゃあ、休憩前に続き、会議を始めます。
1 2 番門原武志議員。	
門原議員	研究していただくという答弁を頂きました。 学校や保育園にもですね、国が抗原検査キットを配置し、東郷町では唾液による P C R 検査キットも配置し始めています。こうして国も自治体も公的資金

でPCR検査を推進しています。

自主的な検査ということですとお金の問題もありますし、あるいはこれぐらいだったら大丈夫だろうという個人的な意識もあって、検査を受ける人受けない人、いろいろまちまちになることは否めないと私は思います。ぜひ組合の事業として、必要に応じて職員に検査してもらうということで進めていただきたい。

最後は要望を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

加藤議長

これにて、12番門原武志議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終了します。

日程第5、議案第5号「令和2年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

久野会計管理者。

久野会計管理者

会計管理者、久野。

議案第5号「令和2年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」の議案説明をさせていただきます。

この案件は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長より順次説明しますので、よろしくお願ひいたします。

加藤議長

加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

「令和2年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算について」説明させていただきます。

決算書の1・2ページをご覧ください。歳入歳出決算書、歳入でございます。合計金額といたしまして14億5,446万4,349円でございます。

決算書3・4ページをご覧ください。歳入歳出決算書、歳出全体表でございます。合計金額といたしまして13億8,702万2,233円でございます。

決算書7・8ページをご覧ください。歳入歳出決算事項別明細書、歳入から説明させていただきます。

款2使用料及び手数料は、家庭系5,028万6,400円、事業系2億5,350万7,800円でございます。

決算書9・10ページをご覧ください。

款7諸収入項2雑入目1雑入の主な収入として、スクラップ等売却料がござ

います。これは、不燃粗大施設で破碎分別された鉄及びアルミなどと資源回収ストックヤードで回収された資源の売却料でございます。再生品販売料については、ここ管理棟1階エコサイクルプラザで、ごみとして搬入された自転車や家具類などを再生し、販売したものとなります。

決算書11・12ページをご覧ください。歳出でございます。

款2項1目1一般管理費節2給料、節3職員手当等、節4共済費は職員21名及び再任用職員1名分の人事費です。

決算書13・14ページをご覧ください。

節12委託料は、16件の委託料となります。

節14工事請負費は、建物修繕工事は、リサイクルプラザ外壁塗装修繕、計量棟等修繕及び、研修室音響設備改修、焼却棟及びリサイクル棟トップライトの修繕工事でございます。

節17備品購入費は、ハザードトーキー2台、椅子、Web会議システム用機器及びインクジェット複合機を購入いたしました。

決算書15・16ページをご覧ください。

節24積立金は、令和元年度の決算剰余金と基金運用利子でございます。

加藤議長

村瀬施設課長。

村瀬施設課長

施設課長の村瀬です。

続いて、款3衛生費について説明させていただきます。

決算書の17・18ページをご覧ください。

節10需用費、消耗品費は、焼却施設及びリサイクルプラザの整備用部品代でございます。

薬品費は、主に排ガスに含まれる有害物質除去用の薬品と焼却残渣無害化処理用の薬剤の購入費でございます。

光熱水費は、組合全体の電気料となります。

節12委託料は、施設管理運転業務委託をはじめ16件の委託費用でございます。

節14工事請負費は、焼却施設補修工事、リサイクルプラザ補修工事でございます。

決算書の19・20ページをお願いいたします。

次に、目2埋立処分地管理費でございます。

節10需用費は、組合が管理する最終処分場に要する費用でございます。

節12委託料につきましては、浸出水処理施設保守点検業務をはじめ8件の委託費用でございます。

残渣等の処分につきましては、自区内処理ができないため外部委託を行っております。残渣の委託料につきましては、焼却残渣6,283トンと破碎不燃

物270トンの処理委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金は、焼却残渣等の搬出先である伊賀市に、2,150トン分の環境保全負担金でございます。

加藤議長

加藤総務課長。

加藤総務課長

続きまして、款4公債費は、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事のために、平成27年から令和元年度に借り入れた、元金及び利子の返済分です。

決算書23ページをお願いします。実質収支に関する調書になります。

令和2年度歳入総額は14億5,446万4,349円、歳出総額は13億8,702万2,233円、歳入歳出差引額は6,744万2,116円です。

翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は、6,744万2,116円です。

以上で、補足説明とさせていただきます。

加藤議長

ここで、決算審査の結果について、監査委員からのご報告をいただきます。小嶋代表監査委員、お願ひいたします。

小嶋代表監査委員

代表監査委員の小嶋です。

議長からご指名をいただきましたので、代表監査委員として、令和2年度の一般会計歳入歳出決算の審査結果についてご報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、管理者から審査に付されました令和2年度の一般会計歳入歳出決算について、令和3年7月20日に永野雅則監査委員とともに審査を行い、合議のもとに意見を取りまとめ、同日付で管理者へ決算審査意見書を提出いたしました。

審査に当たっては、決算書及び付属書類の計数は正確であるか、予算は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているか、財産は適正に管理されているかなどについて、関係諸帳簿及び証拠書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、実施いたしました。また、あわせて定期監査、例月出納検査等の結果についても考慮いたしました。

それでは、審査の結果について申し上げます。

審査の結果、各決算書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、予算の執行及び関連する事務の執行につきましても、おおむね適正に行われているものと認められました。また、財産の管理につきましても、関係法令に基づき適正に行われていると認められました。

続きまして、審査に係る意見、要望などを述べさせていただきます。

令和2年度は、6市町で検討を進めていた尾張東部・尾三地域広域化プロジェクトごみ処理における広域化計画が策定され、今後、各施設が施設整備に向けた

取組を行うことになりました。

広域化計画の策定結果を受け、組合の施設整備における調査研究を重ね、具体的な方針を検討していくことになります。昨今の日本経済は、コロナ禍での巣ごもり需要や諸外国の景気回復基調を背景に、改善傾向になっておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市町の財政は依然不透明な見通しである中、組合としてもあらゆる可能性について研究を深め、今後の施設整備に係る中長期計画を検討していただきたい。

最後に、住民生活に必要不可欠なごみ処理事業を安定的に運営するために、新型コロナウイルス等の感染症対策を徹底するとともに、施設の適正な維持管理のもと、事故防止に万全を期した運転管理に努めていただきたいとお願いします、私からのご報告とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

2件の通告がありましたので、発言を許します。

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

3番 川嶋恵美、議案質疑をさせていただきます。

歳入の7款2項1目1節雑入、再生販売料ですが、前年対比30.7%減の原因は、搬入されるものによるとは思いますが、どのように分析されますか。

また、不用物品再生等業務委託料が158万3,605円、これは販売料より多くかかっていますが、どのようにお考えでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、令和2年3月3日から6月15日まで、ほぼ3か月間、入札回数にして5回中止しております。

再生品販売料につきましては、前年度対比30.7%、金額として56万3,630円減少しており、利用者数も、元年度は5,732名、2年度は3,807名、落札件数も、元年度は1,420件、2年度は1,070件に減少しております。

したがいまして、減少の要因は、新型コロナによる閉館が原因と捉えております。

次に、不用物品再生等業務委託料が販売料より多くかかっていることにつきましても、住民の皆様がごみとして捨てるのではなく、リサイクルショップに持ち込むなどリサイクルに対する意識が高くなってきたと思われます。

また、費用対効果は低いですが、エコサイクルプラザ推進事業は循環型社会推進のため、ごみの減量、再資源化に向けて活動していただくために必要な情

報提供を行い、学習、交流、体験ができる拠点施設としてリサイクル活動の支援を行うことを目的とした事業として捉えております。

加藤議長

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

再質疑です。

東郷町シルバー人材センターへの委託料は、不用品の再生業務が少ない場合でも固定されているのでしょうか。それとも、その都度委託をしていくのでしょうか。後者であれば、不用品が減ってきている現状において委託料も減ると思いますが、どのように算出されているのでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

再生業務は、毎月の入札に最低限展示できる数量を勘案して、予算化しておりますので、年間就業日数及び就業予定人数を調整し委託しており、不用品の数が減っても委託料は固定しております。

加藤議長

3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

次の質問です。

2款1項1目1節報酬についてですが、公害防止モニター員10名は、みよし市が4名で東郷町と日進市が3名ですが、どのように選出をされるのでしょうか。

公害に関する監視とはどのように行い、連絡会議は何回行ったのでしょうか。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

公害防止モニター員は、毎年組合市町の環境課に推薦の依頼を行っております。また、連絡会議は、組合稼働当初より、一般の住民の方にお願いしております。

なお、平成22年度の課長会議において、尾三衛生組合公害防止モニター員の人数の振り分けについて協議を行った結果、日進市3名、みよし市4名、東郷町3名の構成で承認を得ております。

公害に関する監視につきましては、公害防止モニター員の皆様に日頃から煙突から出る煙やにおいなどを監視していただき、気づいたことがあれば、隨時組合に報告していただいております。

連絡会議につきましては、令和2年度は、4月と3月に新型コロナウイルス

	感染症拡大防止のため、書面会議を開催いたしました。
加藤議長	3番川嶋恵美議員。
川嶋議員	再質疑です。 書面会議の会議録は開示されていますか。閲覧はできるでしょうか。
加藤議長	答弁、加藤総務課長。
加藤総務課長	公告防止モニター員会議の会議録は、通常会議につきましては作成しております。 書面会議では、モニター員から頂いたご意見、ご質問に対して、組合の回答を取りまとめ、全ての委員に送付しております。 なお、会議録の開示は行っていませんが、閲覧することは可能です。
加藤議長	3番川嶋恵美議員。
川嶋議員	次の質問です。 2款1項1目14節工事請負費、研修室音響設備改修ですが、どのような目的で、どのような改修をされたのでしょうか。
加藤議長	答弁、加藤総務課長。
加藤総務課長	研修室音響設備は、建設当初からおおむね20年が経過しており経年劣化により、組合議会、その他諸会議等での支障を来たしておりましたので、改修を行いました。 主な改修の内容といたしましては、ミキサー、受信機、ワイヤレス混合分配器及びスピーカーなどを改修しております。
加藤議長	3番川嶋恵美議員。
川嶋議員	次の質問です。 2款1項1目17節備品購入費、ハザードトーク2台購入していますが、利用料などランニングコストはどのようでしょうか。
加藤議長	答弁、加藤総務課長。
加藤総務課長	災害の緊急時の連絡用及び焼却施設維持管理の連絡用に、ハザードトーク2

	台を購入しております。
	利用料につきましては、2台で毎月基本料金8,360円、年間で、通話料など合算しますとおおむね11万5,000円を支出しております。
加藤議長	3番川嶋恵美議員。
川嶋議員	再質疑です。 ハザードトークの購入は今回が初めてなのでしょうか。費用対効果は十分にあるのでしょうか。
加藤議長	答弁、加藤総務課長。
加藤総務課長	ハザードトークは、サービス提供元のNTTコミュニケーションズ社がサービスを終了したことにより、テレネット株式会社へ移行したため、更新したものです。 災害時のほか、焼却施設維持管理の連絡用としても使用しており、また、更新前と比較して電波の通り、音声の聞き取りなど安定しており、使用頻度も高く、費用対効果は十分にあったと考えております。
加藤議長	3番川嶋恵美議員。
川嶋議員	次の質問です。 2款1項2目7節報償費、体験教室の報償費ですが、参加者が1名でも7名でも変わりありませんので、一人でも多くの方に利用していただきたいですが、定員は何名で、令和2年度の参加者数は、例年と比べてコロナの影響で少なかったのでしょうか。
加藤議長	答弁、加藤総務課長。
加藤総務課長	体験教室の定員数につきましては、教室の内容、講師の可能な受講者人数及び会場の規模により、定員は各教室ばらつきがありますが、例年15名から20名しております。 令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員数を削減し、6名から10名で募集し教室を開催いたしました。 なお、開催を中止した教室が7教室、参加者1名の教室が3教室あり、令和2年度の教室参加者につきましては18名となっております。
加藤議長	3番川嶋恵美議員。

川嶋議員

次の質問です。

3款1項2目12節委託料ですが、水質測定業務委託料ですが、生物化学的酸素要求量で一時的に基準値超過がありましたが、速やかに対処とあります。原因は何で、どのような対処をしたのでしょうか。また、基準値超過の1月2月の影響はどのようにでしたでしょうか。教えてください。

加藤議長

答弁、石川業務課長。

石川業務課長

業務課長、石川。

まず、生物化学的酸素要求量（BOD）が基準値を超過した原因ですが、令和2年の12月、日進市野方三ツ池公園の地下にあります折戸最終処分場にて、集排水管の出口部分を清掃した際、汚泥や汚水が一度に処理槽に入ったこと、厳冬期で微生物の繁殖が追いつかなかったことが原因で、放流水の水質が悪化したものです。

次に、発生後の対処ですが、測定委託事業者から基準値超過の報告を受けた後、直ちに愛知県に報告したところ、経過監視のために週1回の測定と原因を調査するよう指導がございました。その後は、愛知県及び専門事業者のアドバイスを受けながら微生物の繁殖を促進する栄養剤を投入したり、空気や水量を調整しながら、処理槽内の環境を整える措置を行いました。その結果、令和3年2月19日の測定からは基準値超過は見られませんでした。

最後に、超過基準の影響ですが、基準値超過の一報後、直ちに排水経路及び折戸川内の状況を確認しましたが、魚が死んでいる等生物異常や濁り等の水質異常は見られませんでした。その後、折戸川の水質調査も行いましたが、異常値は検出されておりません。

なお、愛知県の確認のもと、経過観察のため6月まで週1回の測定を継続しましたが、現在は省令に定められています月1回の測定としております。

補足でございますが、本件については、発生直後より事態終了までの経過を、日進市、地元区及び地元の三ツ池対策委員会委員さんにも適宜報告をしております。

加藤議長

よろしいですね。

これにて、川嶋恵美議員の議案質疑を終わります。

次に、4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

4番舟橋よしえ。議案第5号について質疑をいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2年度は前年度と比較して事業面でどのようにであったか、歳入歳出決算においてどのように影響を与えたか、

具体的にお答えください。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

総務課長、加藤。

初めに、歳入、款2項1使用料におきまして、家庭系ごみは増加しておりますが、事業系ごみの減少により、1,347万6,000円の減額となり、款7諸収入におきまして、エコサイクルプラザ閉館の影響により、再生品販売料56万4,000円の減額となりました。

なお、エコサイクルプラザ利用者数についても、1,925名減少しております。

その他の歳入におきましては、特段影響はございませんでした。

次に、歳出、款1議会費におきまして、議員研修を中止したことにより、議会費を令和2年第1回臨時会にて減額補正をしております。

次に、款2総務費におきまして、節8旅費中、議員研修の中止に合わせて、正副管理者及び随行者における費用弁償、普通旅費の減額となりました。

また、節10需用費中、光熱水費において、浴室を中止した影響により、水道使用料約37万5,000円の減額となりました

次に、エコサイクル推進事業費、節7報償費中、体験教室を中止したことによる減額となりました。

以上が、歳入歳出決算においての影響となります。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑いたします。

4点予定をしておりましたが、先ほどの川嶋議員の質疑でわかった点もございますので、3点質疑します。

1点目、歳出、款2項1目1節17備品購入費にWeb会議システム機器3万5,200円がありますが、これをを利用してのWeb会議は令和2年度どれだけ開かれたのでしょうか

2点目、歳出、款2総務費において、自治体では庁舎のカウンター透明パネル等の設置や消毒のための費用など感染防止対策に伴う費用が多く発生いたしました。尾三衛生組合ではどうだったでしょうか。備品購入費に非接触型体温計はありましたが、ほかには特になかったのでしょうか。また、款3衛生費においても感染防止対策に伴う大きな支出はなかったのか、お答えください。

3点目、歳出、款2項1目2節10エコサイクル推進事業の印刷製本費について、毎年受け入れている3市町の小学校4年生の見学がゼロだったのも新型コロナの影響と推測をいたしますが、啓発図書「ごみとわたしたち」2,50

0冊と見学者配布用クリアファイルはどうなっているのか。そのままになっているのか、次年度である今年度にそのまま送る形となっているのかどうなのか、お答えください。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

それでは、3点の質問について説明をさせていただきます。

まず、1点目のWeb会議、節17の備品購入費についてですが、令和3年1月に導入したため、令和2年度は1回となります。

次に、ご質問の2点目です。

コロナ対策ということで、款2総務費では、需用費、消耗品費にて、消毒液、マスク啓発用の旗及びカウンターに設置しております透明パネル等を購入しております。約9万9,000円を支出しております。また、備品購入費では、ほかの支出はありません。

款3衛生費についても、需用費、消耗品費にて、消毒液、噴霧器及び使い捨て手袋などを購入しており、約5万2,000円を支出しております。

次に、3点目のエコサイクル推進事業費になります。

施設見学は中止となりましたが、見学を希望した学校に対しては、施設見学者用のDVDを貸出しに併せて、「ごみとわたしたち」及びクリアファイルを配布しております。また、体験教室に参加した子供に対しても同じく配布をしております。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

次に、通告した2項目めの質疑です。

歳入、款7項2目1スクラップ等売却料について、令和2年度は、売却単価、搬出量はどのようにであったのか、お答えください。

もう1つの再生品販売料につきましては、先ほどの川嶋議員の質疑に対する答弁でわかりましたので、答弁は結構です。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

スクラップ等売却料につきましては、8項目の売却項目を含んでおります。

全体の売却料につきましては、令和2年度は合計で120万8,639円、元年度は395万2,994円、比較いたしますと274万4,355円の減額。搬出量につきましては、令和2年度は98万8,947キログラム、元年度は92万1,798キログラム。比較いたしますと6万7,149キログラムの増加となります。

それでは、増減幅の大きなものについて説明をいたします。

まず、スクラップ売却搬出量は82万5,070キロで、前年度の78万650キロに比べ4万4,420キロの増加となりました。売却料は、令和2年度は14万9,308円で、前年度の294万7,564円に比べ279万8,256円の減少となりました。売却料の大幅な減少の理由といたしまして、令和元年10月の下半期から単価の下落が始まり、令和2年度はほぼ値段がつかない状態が要因となります。

次に、古紙・古着等売却につきましては、搬出量は6万6,076キロで、前年度の6万4,124キロに比べ、1,952キロの増加となりました。売却料は、令和2年度は11万7,053円で、前年度の28万99円に比べ、16万3,046円の減少となりました。売却料減少の理由といたしまして、スクラップ売却と同様に令和元年10月の下半期分から単価の下落が始まり、令和2年度はほぼ値段がつかない状態となりました。

最後に、その他売却料として、使用済潤滑油売却及び施設整備廃材等売却となります。

使用済潤滑油売却料につきましては、施設で使用した潤滑油を資源として販売した金額となります。搬出量は2,800リットルで、前年度の1,100リットルに比べ、1,700リットルの増加となりました。売却料は、令和2年度は3,080円で、前年度の1,210円に比べ、1,870円の増加となりました。売却料の増加の理由としましては、搬出量の増加によるものです。

施設整備廃材等売却につきましては、施設整備時に発生した各種鋼材及びクレーンのワイヤーなどを売却した金額となります。

搬出量は1万5,710キロで、前年度の1万5,660キロに比べ、50キロの増加となりました。売却料は、令和2年度は25万9,215円で、前年度の14万9,040円に比べ11万8,275円の増加となりました。売却料の大幅な増加の理由といたしましては、売却単価の上昇によるものです。

加藤議長

4番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

2点再質疑いたします。

1点目、スクラップ売却料と古紙・古着等売却料についてはほぼ値段がつかない状態というご答弁でしたが、具体的に売却単価をお答えください。令和元年度は、粗大鉄くず単価は0.6円、古紙・古着等単価は2.2円にまで下がったということでしたが、それ以下の低い単価だったのでしょうか。

次に2点目、CD・DVD等売却料と羽毛布団売却料については特に答弁されませんでしたが、どちらも大きく増えています。特に、CD・DVD等売却料については皆増となっていますが、新たな売却品目ということなのでしょうか。売却単価も教えてください。

また、羽毛布団売却料の増は単純に羽毛布団の量が増えたことによるものでしょうか。こちらについても、売却単価と搬出量をお願いします。

加藤議長

答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

スクラップ売却については、全11項目で単価が下がっております。

各種売却単価は、鉄缶、アルミ缶、破碎鉄類、破碎アルミ類、粗大鉄くず、アルミくず、自転車、金属調理器具、刃物、スプレー缶及び焼却灰中鉄類、ほとんどがキログラム当たり0.1円に下がっております。

古紙・古着等売却についても、全5項目中、4項目は単価が下がっております。

各種売却単価は、新聞紙はキログラム当たり3.3円、雑誌・雑紙はキログラム当たり1.1円、古着等はキログラム当たり1.1円、紙パックはキログラム当たり4.4円、段ボールはキログラム当たり2.2円で、古着を除く4項目で元年度と比べほぼ半額の単価となっております。

次に、2点目のCD・DVDについてでございます。

CD・DVD売却については、平成28年度より売却を行っております。ある程度量がたまらないと搬出は行わないことから、令和元年度の搬入が少なかつたことにより搬出はしておりませんので、皆増となったものであります。

売却単価について、全3項目中、CD・DVDはキログラム当たり7.0円、CDケース（透明）はキログラム当たり10円、CDケース（有色）は、キログラム当たり5円であります。

羽毛布団売却料の増につきましては、羽毛布団の搬入増による搬出量が増加したものであり、売却単価につきましては、羽毛1キロ以上のものは1枚当たり440円、羽毛1キロ未満のものは1枚当たり110円で、単価の増減はありません。

また、搬出量につきまして、羽毛1キロ以上のものは224枚で197枚の増、羽毛1キロ未満のものは29枚で25枚の増がありました。

加藤議長

よろしいですか。

これにて、4番、舟橋よしえ議員の……。

失礼しました。答弁、加藤総務課長。

加藤総務課長

先ほどの数字に、1か所誤りがございまして。

先ほどの施設廃材等売却料で、答弁では14万9,040円と答弁させていただきましたが、14万940円の間違いでしたので、訂正させていただきます。

加藤議長

よろしいですか。

これにて、議案質疑を終わります。

以上で、議案第5号の通告による質疑は終わりました。

これより討論、採決に入ります。

議案第5号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

ほかにございませんか。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第5号については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり認定されました。

日程第6、報告第1号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。報告者の説明を求めます。

磯村事務局長。

磯村事務局長

事務局長、磯村。

それでは、専決処分の報告をさせていただきます。

配付資料の専決処分報告書をご覧ください。

この専決処分報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会報告をするものでございます。

専決事項の内容につきましては、施設の管理瑕疵による損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

事故の概要につきましては、令和3年8月16日に、被害車両が不燃・粗大プラットフォーム入口にてごみ積卸しの列に停車していたところ、入口扉が誤作動により閉まり、車両側面に接触し、損傷したものでございます。

損失割合を組合側100%とし、損害賠償額28万1,809円でございます。

今後は、より一層安全を徹底させることにより事故防止に努めてまいります。

報告は以上でございます

加藤議長

報告は終わりました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、その事項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

加藤議長

異議なしと認め、議長に委任することに決しました。

管理者閉会あいさつ 井俣管理者。

井俣管理者

閉会に当たりまして、一言御礼、ご挨拶を申し上げます。

本日、提案させていただきました1議案につきましてご審議を賜り、原案どおりご議決いただきましたこと、大変ありがとうございました。また、小嶋代表監査委員におかれましては、大変お忙しい中、監査業務を実施していただきまして、報告いただきました。本当にありがとうございました。引き続きご指導のほどお願ひいたします。

議員の皆様におかれましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分ご留意いただきながら、また、朝昼大変気温差が激しく、体調を壊しやすい時期でもございます。体調万全に活躍いただければと存じます。

あわせて、本組合の発展のために、一層のご尽力、また、ご意見、ご指導を賜れればと存じます。

本日は大変ありがとうございました。

加藤議長

ありがとうございました。

本定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、議会進行につきまして皆様のご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和3年第2回尾三衛生組合議会定例会を閉会いたします。

岸書記

ご起立をお願いいたします。

一同、礼。

ご着席ください。

(閉会 午後 3 時 5 分)

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 3 年 11 月 15 日

議長 加藤 達雄

署名議員 川嶋 恵美

署名議員 舟橋 よしえ